

新・財政再建推進プログラム

平成 1 8 年 2 月
宮 城 県

目 次

新・財政再建推進プログラムについて	1
宮城県の財政の現状	3
財政健全化に向けた目標	10
財政再建のための具体的取組	12
【A 歳入確保対策】	12
1 県債の活用	12
2 各種基金の活用	12
3 県税収入の確保	12
4 受益者負担等の見直し	13
5 県有資産の有効活用	13
6 他会計資金の活用	14
【B 歳出抑制対策】	15
1 行政のスリム化、コスト縮減の推進	15
（1）人件費総額の抑制	
（2）内部管理経費の削減	
（3）県立施設の管理運営費の見直し	
2 事務事業の見直し	16
3 公債費負担の平準化	16
4 将来的な財政負担の縮減	17
（1）公共施設整備の重点化	
（2）公共事業のキャップ制の継続	
5 その他の取組	19
地方税財政制度改革に向けた取組	20
財政見通しと新・財政再建推進プログラムの項目別効果見込額	21
新・財政再建推進プログラムの実現に向けて	24

新・財政再建推進プログラムについて

宮城県の財政は、長引く景気低迷による県税収入の落ち込みや人件費や公債費などの義務的経費の増大などにより厳しい財政状況におかれてきました。このため、平成11年度以降、投資的経費の抑制や定員適正化計画に基づく職員数の削減などに取り組んできたほか、平成14年度以降は現行の財政再建推進プログラムに基づき歳出の見直しを進めるとともに、平成16年度からは歳出構造改革を導入することにより厳しい財政状況に対応した予算編成を行い、準用財政再建団体への転落を回避してきました。

しかしながら、平成16年度において三位一体改革の名の下に地方交付税と臨時財政対策債が大幅に削減され、平成17年度においても同様の措置が継続されたことに加え、依然として県税収入が伸び悩んでいることにより、平成17年度当初予算をベースとした「財政の中期見通し」(平成17年3月公表)では、平成18年度から平成21年度までの4カ年に約2,000億円の財源不足額が見込まれておりました。

さらに、平成18年度予算編成を踏まえた「財政の中期見通し」では、その額は2,200億円を超える額にまで拡大する見込みとなるなど、本県財政は危機的な状況に直面しています。

このような財政危機に対処するために、これまでどうにか確保してきた財源調整のための基金を活用せざるを得ず、既にその残高は大幅に減少し、枯渇寸前の状況に至っています。

また、平成4年度以降の度重なる国の経済対策に応じて実施してきた公共事業等投資的経費の財源として多額の県債発行を行ったことにより、県債残高は急激に増加しました。その後、平成11年度以降は、公共事業へのキャップ制の導入などにより発行額の抑制を図ってきましたが、地方財政対策の見直しにより平成13年度以降は臨時財政対策債の発行を余儀なくされるなど県債残高は増加傾向にあります。

さらに、今後ますます多様な行政需要や義務的経費(人件費、公債費、扶助費等)が増加していく一方、県税、地方交付税等の一般財源の大幅な伸びが見込めない状況を考慮すると、この危機的な状況は一過性のものとはいえないことから、早期に財政再建に向けた道筋を明らかにし、将来にわたって安定的な行政運営が維持・確保される財政構造をできるだけ早期に構築することが県政の重要課題となっています。

そのためには、これまで以上の歳入確保対策や歳出抑制対策に取り組まなければならないことから、本年 8 月に「財政再建推進プログラム改定に向けた基本方針」を策定・公表の上、全庁挙げて検討を行ってきました。

その中で示した方向性に基づき、さらに、昨年 11 月には、財政再建に向け平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年間に取組む内容について目標額を明示した「(仮称)新・財政再建推進プログラム(案)」を策定・公表し、その後県民の皆様や市町村をはじめとする関係団体の意見、県議会における議論等をいただきました。

今回策定した「新・財政再建推進プログラム」は、これまでの議論や経緯を踏まえ、平成 18 年度の当初予算を反映させたかたちで策定したものです。

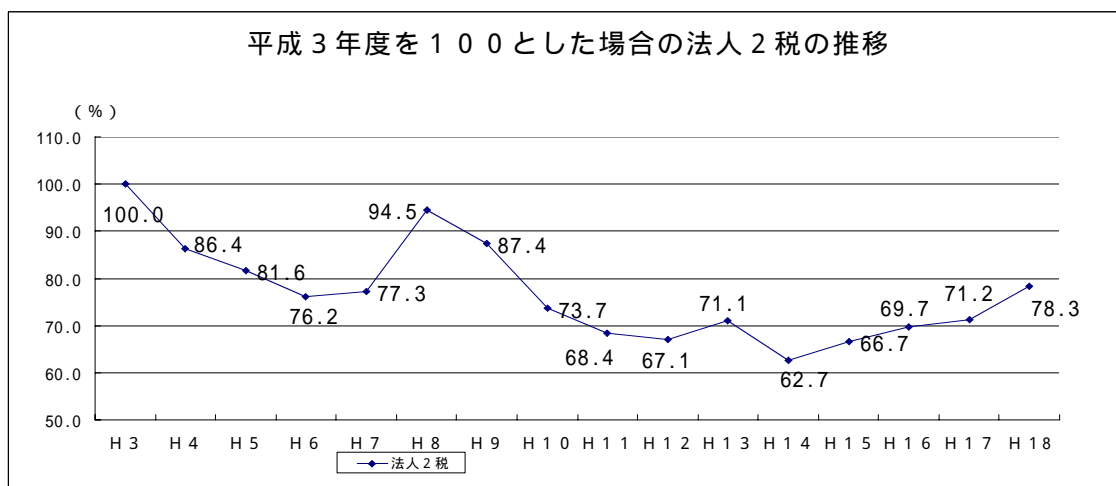
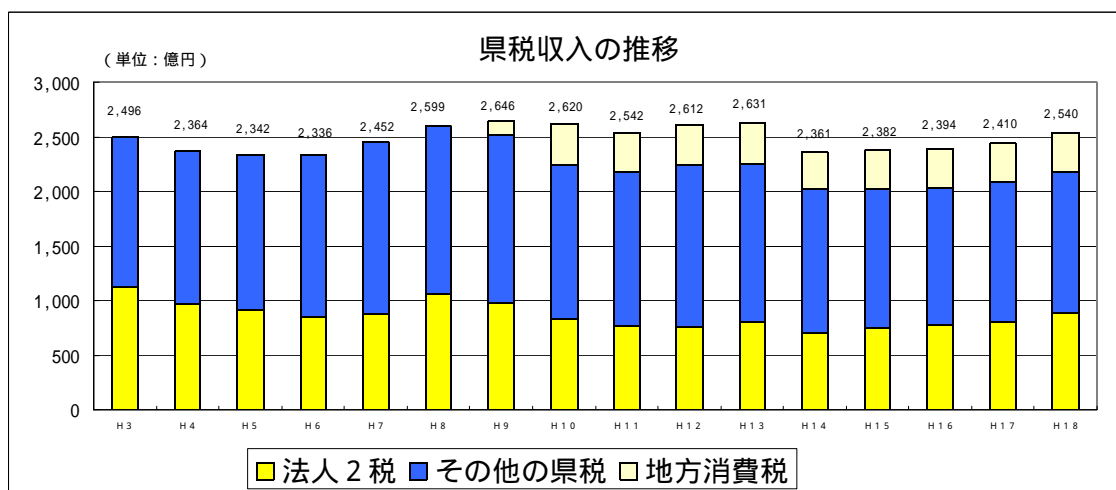
これにより当面は準用財政再建団体への転落は回避できる見込みとなりましたが、今後も毎年度、財源不足額が発生する見込みとなるなど、県財政は依然として厳しい状況にあります。さらに、県税や地方交付税をはじめとする一般財源の将来的な確保の見通しも不透明であり、その動向によっては財源不足額が大幅に拡大するおそれもあることから、本プログラムの取組みに加えて、平成 18 年度以降もさらなる歳出の見直しや歳入の確保に積極的に取り組んでまいります。

宮城県の財政の現状

1 危機的な財政状況

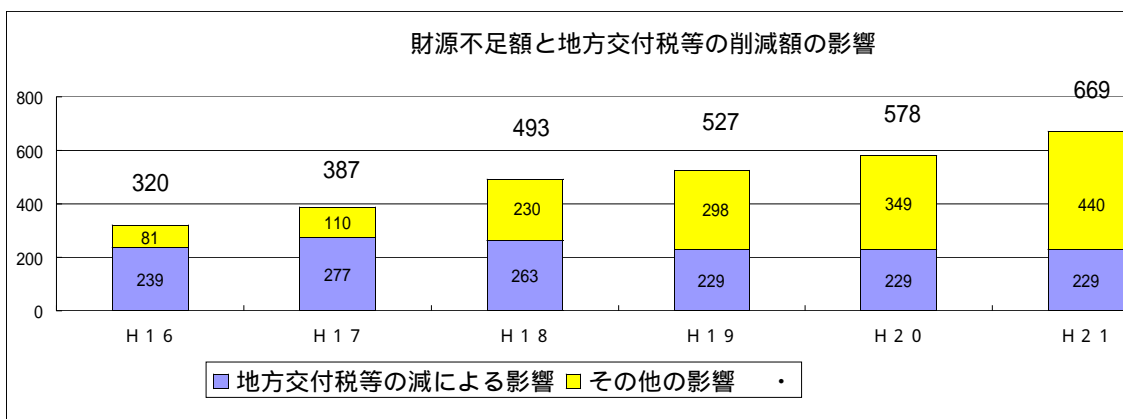
本県財政は、長引く景気低迷による県税収入の落ち込みにより財源不足が生じてきましたが、平成11年度以降の投資的経費や人件費の抑制、平成14年度以降の財政再建推進プログラムによる歳出の見直しなどによりこれまで準用財政再建団体への転落を回避してきました。

【県税収入の推移】



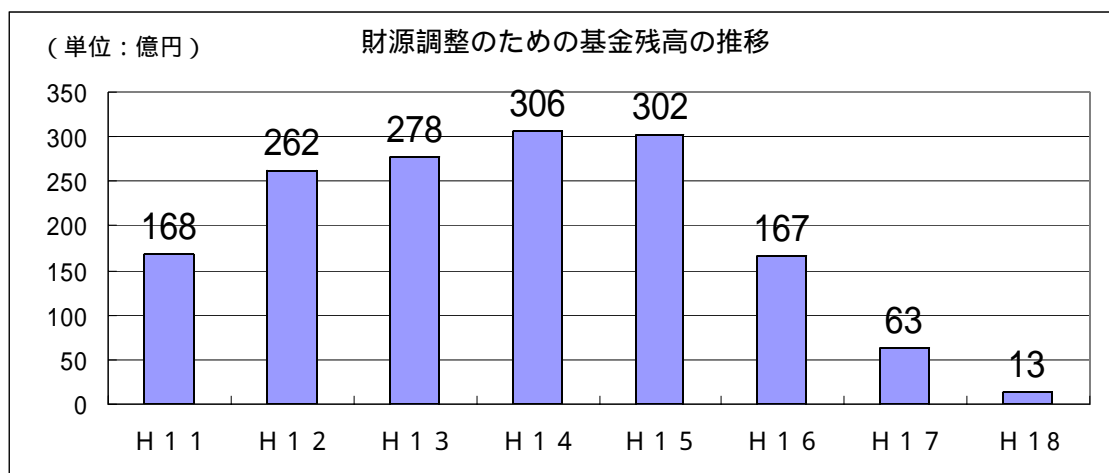
しかしながら、平成16年度において三位一体改革の名の下に行われた地方交付税と臨時財政対策債の大幅な圧縮により巨額の財源不足額が発生し、平成17年度も同様の措置が継続されたことにより、これまでどうか確保してきた財源調整のための基金残高は、平成15年度の302億円から平成17年度末には63億円へ、さらに平成18年度末ではほぼ枯渇する見込みです。

【H16～H21の財源不足額と地方交付税等の削減額の影響】



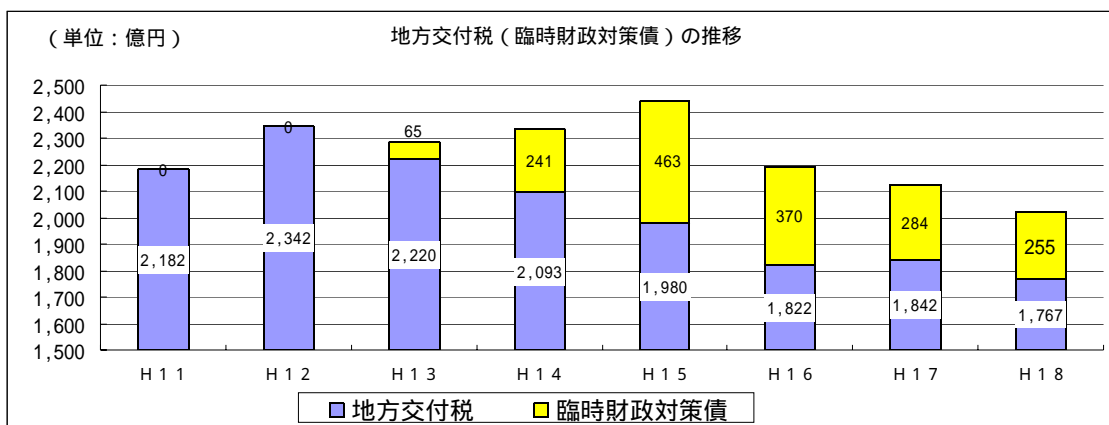
H16, H17の地方交付税等の額は算定後ベース

【H11～H18財政調整のための基金残高の推移】



平成18年度当初予算ベース

【H11～H18地方交付税等の推移】

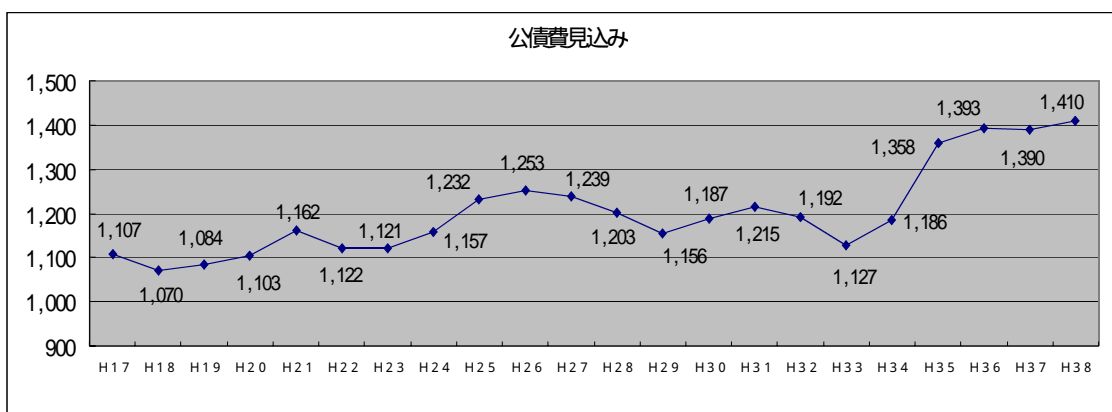


平成17年度最終補正後、平成18年度当初予算ベース

また、県債残高は、度重なる国の経済対策に応じて行ってきた公共事業等投資的経費の財源として平成4年度から平成10年度まで多額の県債発行を行ったことにより急激に増加しました。その後、平成11年度以降は、公共事業へのキャップ制の導入などにより全国的にも早い時期から発行額の抑制を図ってきましたが、平成13年度からの臨時財政対策債の発行により、県債残高は増加傾向にあります。

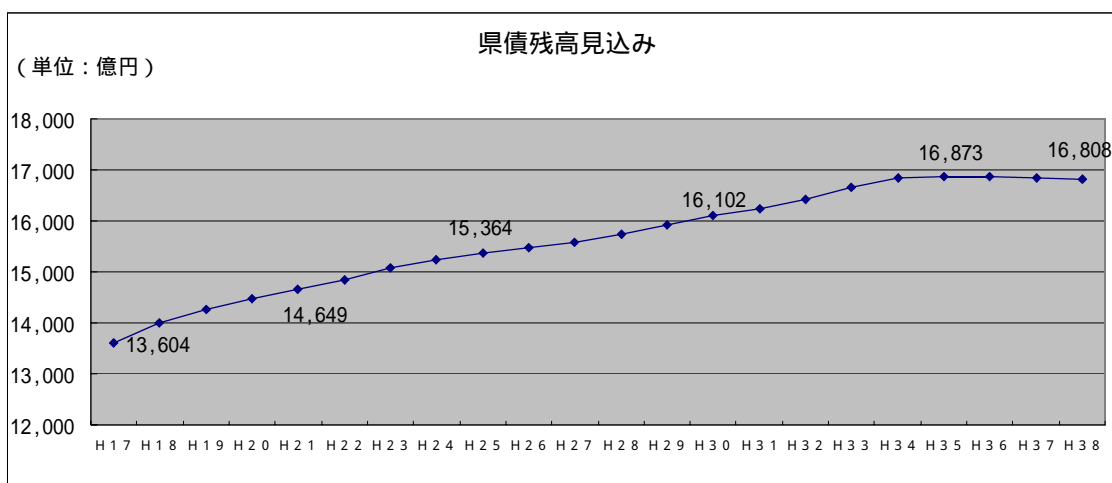
さらに、職員の大量退職による人件費の増加や社会保障関係経費の増加が見込まれるなど、本県財政は近年経験したことのない危機的な状況に直面しています。

【H17当初予算と同額の県債発行を続けた場合の公債費見込み】



H17については、最終補正後ベース

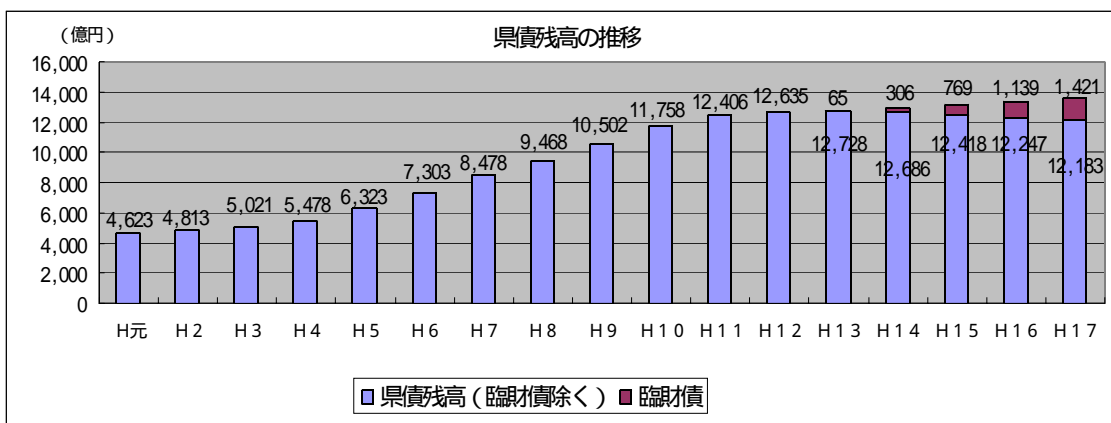
【H17当初予算と同額の県債発行を続けた場合の県債残高見込み】



市場公募地方債償還のための基金積立額分を除く。

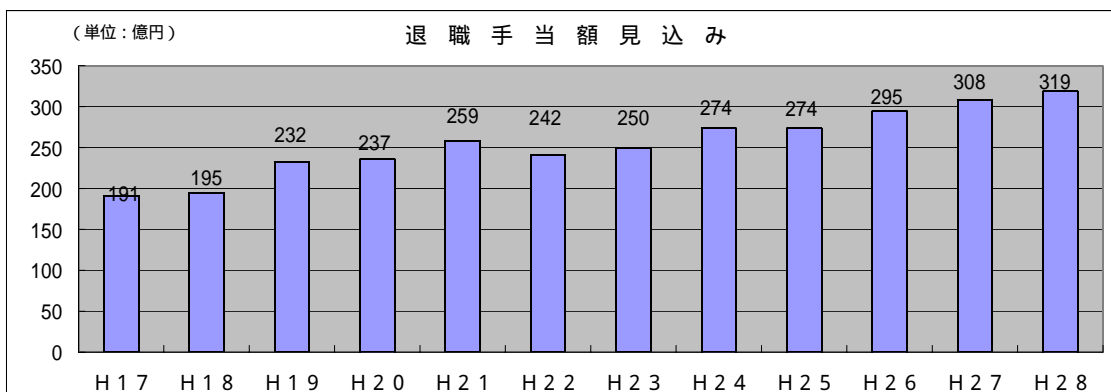
H17については、最終補正後ベース

【これまでの県債残高の推移】



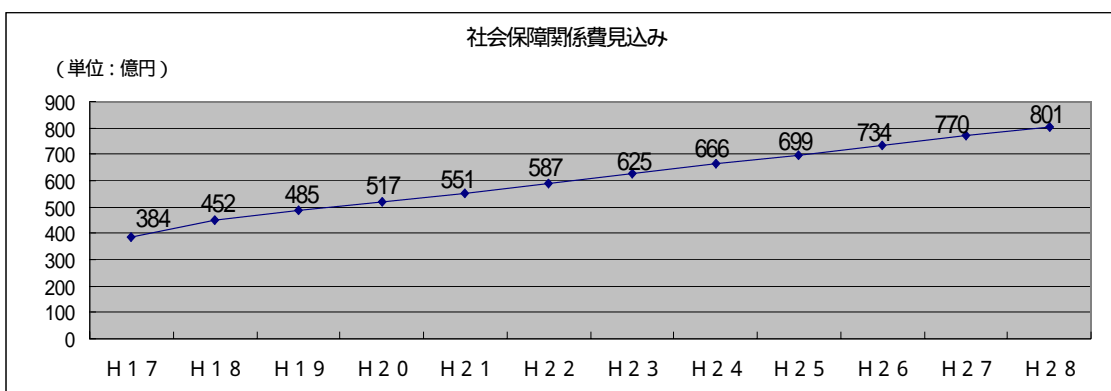
市場公募地方債償還のための基金積立額分を除く。

【退職手当の見込み】



一般行政職、教職員、警察職員の今後の退職者見込みに基づく試算

【社会保障関係経費の見込み】



介護保険負担金と老人医療給付負担金、国保財政健全化対策費の合算額(H17は最終見込み)
社会保障関係経費に関する地方負担等の将来推計等に基づく試算

このような状況の下で編成した平成18年度当初予算をベースに試算した平成21年度までの財政見通しでは、今後約2260億円もの財源不足額が見込まれており、従来と同様の財政運営を続けた場合、早ければ平成19年度にも準用財政再建団体に転落するおそれがあります。準用財政再建団体への転落を回避するためには、当面、地方債の活用、基金の取崩しや県有財産の売却、特別会計の資金の活用などあらゆる手段により歳入の確保を図らなければなりません。

さらに、一方的に行われた地方交付税等の大幅削減が回復する見込みがないこと及び今後義務的経費の増加が確実に見込まれることを踏まえると、将来にわたって持続可能な財政運営を行うためには、行政のスリム化、コスト縮減を最大限進めるとともに「聖域なき歳出の見直し」を行うことにより、歳出規模を歳入規模に合わせていくことが必要となります。

平成18年度（当初予算ベース）から平成21年度までの財源不足額の推移
（単位：億円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H18~H21 計
歳入 A	7,819	7,882	7,777	7,786	7,788	-
歳出 B	8,186	8,375	8,304	8,364	8,457	-
うち人件費	2,747	2,827	2,851	2,877	2,898	-
うち公債費	1,098	1,079	1,085	1,100	1,152	-
うち社会保障関係費	226	290	311	331	353	-
財源不足額 A-B	387	493	527	578	669	2,267

2 準用財政再建団体への転落の回避

(1) 準用財政再建団体とは

地方財政再建促進特別措置法(再建法)により、標準財政規模(県税、地方交付税、地方譲与税等の合計額)の5%以上の赤字(宮城県の場合約210億円の赤字)が生じた道府県は、地方財政法第5条に規定される公共事業等の財源に充てるための地方債の発行が行えなくなります。

地方債が発行できなくなれば、事実上、行財政運営が不可能となるため、再建法に基づく準用財政再建団体の適用を受けて、国の同意に基づき財政再建計画を策定し、その管理下で行財政運営を行わなければなりません。

(2) 具体の影響

準用財政再建団体となり国の管理下で財政再建を行う場合、県独自の施策や国の基準を上回る事業の実施が認められず、一律に県民税均等割の超過課税や徴収率の向上、使用料・手数料の引上げ、給与・定数削減、補助金の廃止・縮小、普通建設事業の廃止・縮小などを求められることが想定されます。

その場合、私学助成の嵩上げや県単独の各種医療費助成、公共投資をはじめとする県の独自施策の実施が困難となり、県民から選ばれた知事及び議会の主体性は大きく低下し、県民ニーズの県政へのきめ細かな反映が著しく困難な状態に陥ることから、県民生活に大きな影響が出ることは避けられません。準用財政再建団体への転落は、地方自治の放棄にも等しい事態であるといえます。

参 考

【宮城県(昭和31年度~昭和39(37)年度)】

1 赤字の原因

(1) 類似府県に比べ職員数が多いことによる給与費の増嵩

(2) 公共事業費等充当起債や国直轄事業負担金充当交付公債の元利償還金の累増

(3) 単独の投資的経費, 物件費などの抑制の不十分

(4) 県税収入等の自主財源が乏しいことによる財政の硬直化

2 財政再建計画の概要

(1) 歳入の確保

県税徴収率の改善(S30: 90.2% S31: 92.3% S32: 93.3%)

高等学校授業料の引上げ（S30：550円 S31：600円 S32：650円）

（2）歳出の抑制

職員数の削減

（計画当初 計画終了時：一般職員4,567人 4,217人(350人)

臨時職員 684人 344人(340人)

物件費の縮減（S31： 17% , S32： 4%）

単独普通建設事業費の縮減（S29 S31： 46%）

【福岡県赤池町（平成3年度～平成12年度）】

1 赤字の原因

（1）公共事業や雇用対策に起因する地方債残高の累増

（2）土地開発公社が取得した用地の売れ残り

（3）町立病院における赤字の膨張

2 財政再建計画の概要

（1）歳入の確保

住宅家賃の引上げ（約23%増）

体育施設使用料の引上げ（5年ごとに約25%増）

汚水処理料金の引上げ（約100%増）

水道料金の引上げ（5年ごとに約12%増）

給食費の引上げ（約15%増）

保育料減免措置の廃止，住民票・印鑑証明手数料の引上げ

（2）歳出の抑制

職員数の削減（一般職員：113人 102人(11人)

臨時職員： 24人 10人(14人)

定期昇給の延伸（12月）

時間外勤務手当や調整手当の削減

補助費等の削減（商工会，福祉会，公民館活動，敬老年金）

財政健全化に向けた目標

1 計画期間

「(仮称)宮城県行政改革プログラム」の計画期間と合わせて、平成18年度から平成21年度までの4年間を本プログラムの計画期間とし、県の財政構造を持続可能なものとするための改革に集中的に取り組みます。

2 目標

(1) 準用財政再建団体への転落の回避

直面する準用財政再建団体への転落を回避するため、地方債や各種基金、他会計資金の活用をはじめ、可能な限りの歳入確保策等を検討・実施します。

(2) 歳入に見合った歳出構造の構築

将来的に歳入と歳出のギャップを解消するためには、行政のスリム化・コスト縮減の推進を図らなければならないことから、あらゆる経費を対象に聖域なき見直しに取り組み、歳入に見合った歳出構造の構築に努めます。

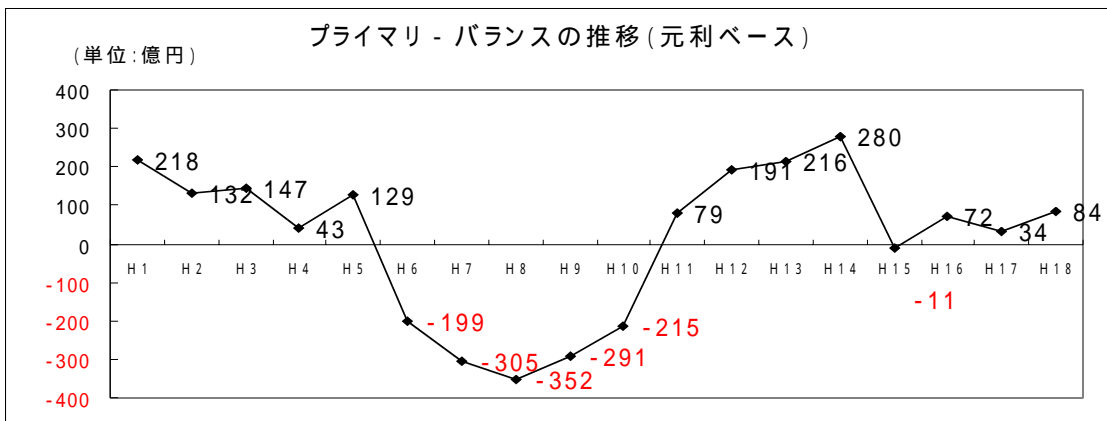
(3) プライマリーバランス(元金ベース)の黒字化(公債費の平準化と将来的な財政負担の縮減)

今後解消しなければならない財源不足額は、年平均で約500億円を超える額に上ることから、当面県債の活用等による歳入の確保や公債費の平準化などによる対応を取らざるをえません。

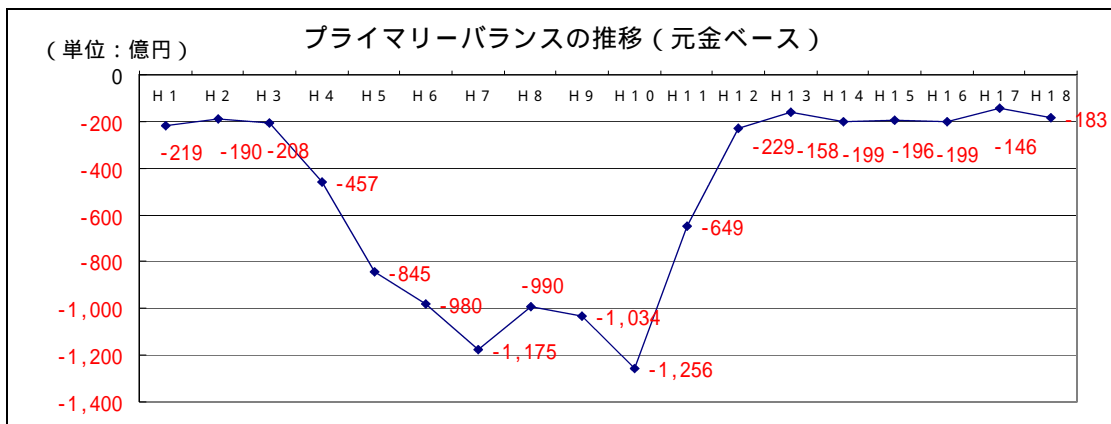
その一方、これに伴い将来的に義務的経費である公債費の増大を招くなど財源不足額が拡大するおそれがあることから、公共投資に係る県債は極力抑制し、将来の公債費負担の軽減化に努めます。

これにより今後は、県債発行総額の抑制や公共施設整備の重点化や公共事業のキャップ制の維持等により引き続きプライマリーバランス(元利ベース)の黒字を保ちつつ、平成24年度前後(2010年代初頭)には、元金ベースでの黒字化(県債残高の圧縮)の達成に努めます。

プライマリーバランス（基礎的財政収支）とは
 公債費関連の歳入・歳出を除いた基礎的財政収支で、公債費を除いた歳出と県債収入を除いた歳入のバランスをみるものです。
 プライマリーバランスが均衡している場合、現世代の受益と負担が釣り合っていることになります。
 算出方法 （歳入 - 県債収入） - （歳出 - 公債費）



当初予算ベース



市場公募地方債積立・取崩を考慮している。

財政再建のための具体的取組

A 歳入確保対策・・・【 985 億円程度】

1 県債の活用・・・【737 億円程度】

公債費の増大を招く県債発行の拡大はできるだけ回避すべきではありませんが、現在直面する危機的な財政状況に対処するため、当面は、「行政改革推進債（財政健全化債）」や「退職手当債」などの発行により財源不足額への対応を講じます。

2 各種基金の活用・・・【120 億円程度】

厳しい財政状況を踏まえ、現在各種基金に積み立てられている資金については、設置した基金の用途や目的に見合った事業の推進のための財源として積極的に活用します。

基金残高	H17 末残高見込み	うち活用予定額
財政調整基金等	63 億円	60 (10) 億円
特定目的基金	138 億円	50 億円

活用予定額のうちのカッコ書の10億円は、平成18年度に予算化した積立金分災害救助基金など基金の用途が限定されているものを除き可能な限り取り崩すことにしています。

3 県税収入の確保・・・【4 億円程度】

滞納整理の強化や超過課税の継続、納税者の利便性の向上による県税収入の確保を図ります。また、新税の創設や超過課税の実施についても検討を進めます。

(1) 県税滞納整理の強化

滞納整理のための組織体制を充実強化するとともに、税務職員の能力向上を図るため研修等の充実に努めます。また、自動車税の集中滞納整理（ローラー作戦）、休日・夜間滞納整理の実施、預貯金等の債権差押の拡充、動産の差押やインターネットを活用した公売の実施体制を整備するなど積極的な滞納処分を実施します。

個人県民税については、市町村において徴収を担当していることから、市町村との住民税共同催告・共同徴収を引き続き推進するほか、合併市町へ個人住民税緊急対策担当を派遣し、滞納整理技法等を指導

します。また、滞納処分を行う広域行政事務組合に支援するなど、自主的な滞納処分の取組を推進します。

(2) 納税者の利便性の向上

休日夜間納税窓口の開設や自動車税のコンビニ収納を開始するなど納税者の利便性の向上を図ります。

4 受益者負担等の見直し・・・【11億円程度】

受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料については、これまで基本的に3年毎に見直しを実施していますが、今後とも、サービスコストに見合った料金となるよう継続的に見直しを実施します。

5 県有資産の有効活用・・・【45億円程度】

県有資産の有効活用を図るため、県有財産のうち未利用財産については売却・貸付を進めます。

(1) 県有未利用財産の売却等

県有施設の跡地など具体的な利活用計画のない県有地については、引き続き積極的に売却処分を行います。

(具体の売却財産の検討)

青葉山ゴルフ場跡地
旧古川合同庁舎跡地
県営住宅跡地
職員住宅跡地

(2) 県有財産の貸付

県有施設の貸付を実施します。

(具体の施設貸付の検討)

知事公館を結婚式場として貸付
県庁来庁者駐車場の有料化 など

(3) 広告収入等の確保

県が発行している各種情報媒体への広告掲載による収入の確保を検討します。

ネーミングライツの導入促進
県発行刊行物等への広告掲載 など

6 他会計資金の活用・・・【68億円程度】

特別会計内の資金について、当該会計の収支状況に配慮しつつ有効活用を図ります。これまで病院事業会計へ貸し付けていた長期貸付金の返済や、港湾事業特別会計における造成用地の売却益の活用を図るほか、主たる業務が完了した会計については廃止を検討することによりその資金の活用を図ります。

B 歳出抑制対策・・・【1,142億円程度】

1 行政のスリム化、コスト縮減の推進・・・【237億円程度】

(1) 人件費総額の抑制・・・【154億円程度】

職員総数の削減による人件費総額の抑制

厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の見直し・削減等による事務の効率化や市町村合併などの状況の変化、多様化する行政需要や県政運営上の課題に対応するための組織体制を行政コストの縮減を十分踏まえた上で見直すなど職員数の削減を図り人件費総額を抑制します

このため、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「定員管理計画」を策定し、引き続き職員総数の削減に取り組めます。

早期退職特例制度の周知・徹底

団塊の世代が退職を迎える平成19年度以降には大量の退職者が見込まれることから、平成17年度～平成18年度において早期退職特例制度を創設し、早期退職を促すことにより、職員総数削減の早期達成と職員年齢構成の改善や組織の新陳代謝の促進を図ります。

給与構造の見直し

国において進められている給与構造改革については、本県の実情を精査するとともに、国及び他の地方公共団体の動向を的確に把握しながら、今後さらに検討を行い適切に対処します。

特別職退職手当の削減

知事をはじめとする特別職が財政再建に向けた意思と覚悟を表すため、特別職等の退職手当を削減します。

(2) 内部管理経費の削減・・・【44億円程度】

歳出の抑制が県民生活に直接与える影響を可能な限り最小限に止めるため、これまで以上に内部努力を徹底し、行政効果を損なわずに行政コストの縮減を達成するよう間接経費である県庁組織の内部的な事務管理経費について、組織内分権や事務執行手法の改善、IT化の推進による行政事務の電子化・ペーパーレス化による事務処理の迅速化・効率化などにより一層の削減に努めます。

(3) 県立施設の管理運営費の見直し・・・【39億円程度】

県立施設の管理に民間事業者のノウハウを活用して、住民サービスの向上と経費の節減、施設の効率的かつ有効活用を図るために「指定管理者制度」を導入するなどコスト意識を持った管理体制の構築に努めます。

2 事務事業の見直し・・・【335億円程度】

(1) 事務事業の見直し

事務事業の見直し

事務事業の見直しに当たっては、「聖域なき歳出の見直し」の観点から、これまでの取組に加え、一層の見直しを行い、弾力的財政運営が可能な歳出構造への転換を図ります。

見直しに当たっては、「あれかこれか」といった政策選択の判断を行うこととなりますが、その際は、納税者の視点や政策の緊急度・重要度を踏まえた判断を徹底して行き、限られた財源を最大限に有効活用できるよう努めます。

(具体の見直し事業については、別添「主な事務事業の見直し検討一覧」のとおり)

また、事業総点検により県と民間、NPO団体などとの役割分担の見直しにも取り組めます。

さらに、県有施設については、そのあり方や必要性を踏まえた見直しを行います。

各特別会計繰出金の見直し

一般会計以外の各特別会計においても、各種事務事業の見直しや管理経費の見直し、借換債の活用による公債費の平準化を行うことなどにより、一般会計からの繰出金の抑制を図るよう見直します。

(2) 新たな行政需要への対応

歳出の見直しを進める一方で、社会情勢の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応するために、重点事業枠を確保し施策の重点化に努めます。

3 公債費負担の平準化・・・【458億円】

義務的経費である公債費の増嵩が財政硬直化や多額の財源不足額の発生の一つの要因でもあることから、できる限りの様々な対応を講ずることにより公債費負担の平準化に努めます。

(1) 金利負担の軽減

県債発行による借入のうち銀行等引受債については、これまで10年

債を中心に発行してきましたが、プログラム実施期間内はより金利が低い5年債の発行割合を大幅に引き上げるとともに、将来にわたり金利動向を見据えた県債の発行に努め、金利負担の軽減を図ります。

(2) 借換債の活用と償還方式の見直し

当面の公債費負担を軽減するため、借換債の活用や償還方式の見直しにより公債費負担の平準化に努めます。

(3) 資金調達手法の多様化

県債の個人消化を進めるなど資金調達手法の多様化を図るとともに、県民の県政への参加意識を高めるため、引き続きミニ市場公募地方債「みやぎケヤキ債」を毎年度30億円程度継続的に発行します。

また、県と同様に厳しい財政状況にある市町村においても、公的資金が減少傾向にある中で資金調達手法の多様化を促進する必要性が求められつつあることから、県と市町村とが共同で発行するミニ市場公募地方債の発行を行います。

4 将来的な財政負担の縮減・・・【112億円】

(1) 公共施設整備の重点化

今後、県債の活用による財源確保のための県債発行や公債費負担の平準化を進めることに伴い、既に発行した多額の県債の償還とあわせて、将来の公債費負担が増大し財政の硬直化を招くおそれがあります。このため、公共施設整備の重点化を図ることにより県債の発行規模を現在の水準以下にするなどできる限り県債の新規発行総額を抑制し、県債残高が累増しない財政体質への改善を目指します。

また、民間資金の活用による公共施設等の整備促進のために、PFIの導入の促進を図ります。

県債発行額比較

(単位：億円)

	H17当初	H18当初	増 減
総 計	1,064	917	147
公 共	382	350	32
公共以外	130	108	22
特別地方債	552	459	93

公共は、補助公共、単独公共、災害、直轄の合計

特別地方債は、臨財債、減税補てん債、行政改革推進債（財政健全化債）、地域再生事業債、退職手当債の合計

(2) 公共事業のキャップ制の継続

公共事業については、安全で快適な県民の暮らしを支えるために必要な事業を厳選するとともに、緊急性や有効性などの観点から優先度を明らかにして整備を進めます。

公共工事の縮減については、引き続きキャップ制により対応していきませんが、公共工事のコスト縮減などによる一層の効率的な事業執行に努めることを基本として、今後4年間は毎年度約5%程度を目標に事業費を圧縮するなどにより、公債費の抑制を図ります。

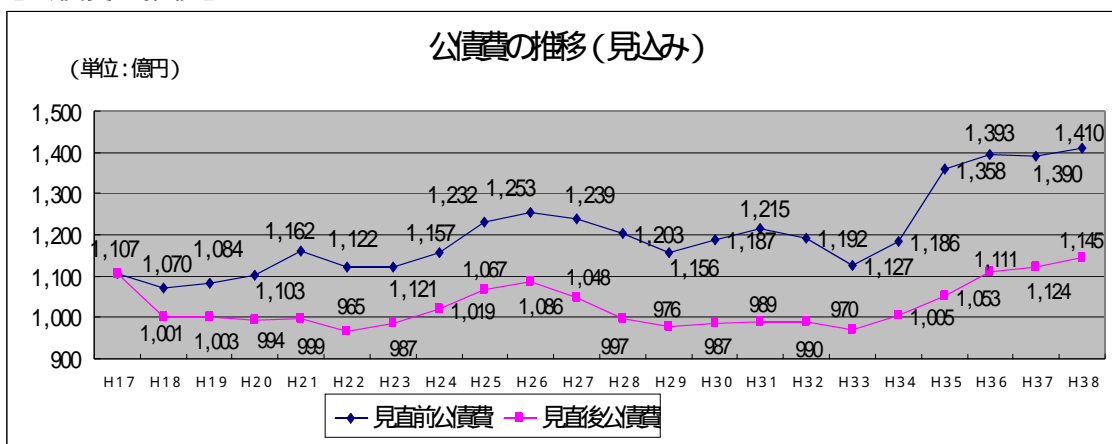
【公共事業の縮減見込み】

(単位；億円)

	H17	H18	H19	H20	H21
事業費	908	概ね870	概ね780	概ね740	概ね700
うち県債	276	概ね260	概ね240	概ね230	概ね220

戦略分を除く当初予算ベース(行政改革推進債(財政健全化債)等を除く、特会を含む) H19年度の減額が大きいのは、アクセス鉄道整備事業が終了することによる。

【公債費の推移】

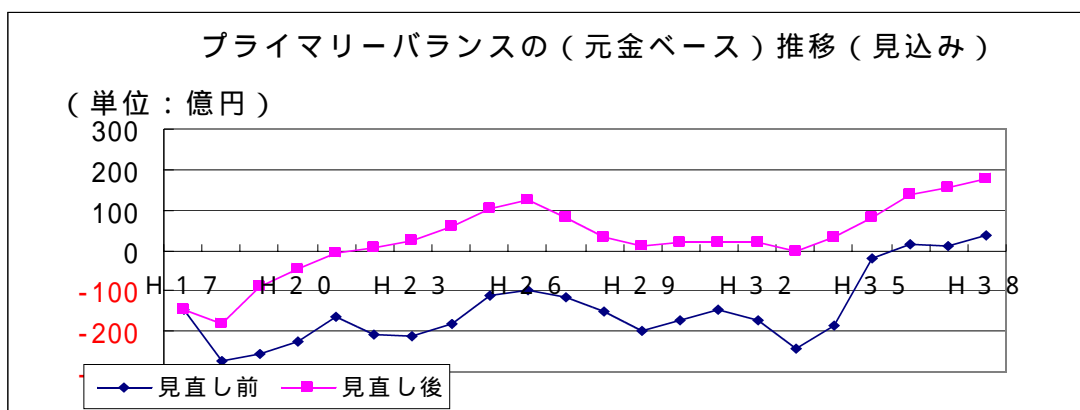


H17については、最終補正後ベース

(見直し前公債費：H17年度当初予算ベースでの地方債の発行を継続した場合)

(見直し後公債費：償還方式の変更等と投資的経費抑制を行った場合)

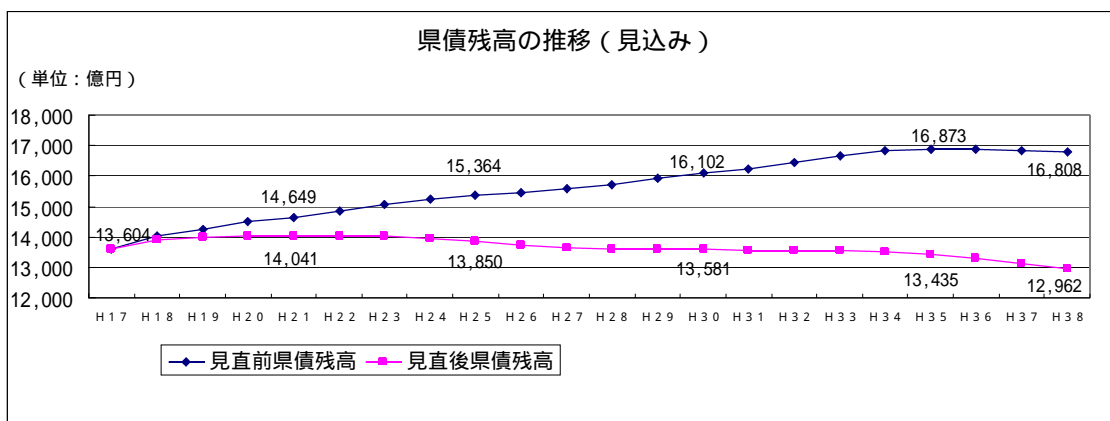
【プライマリーバランス（元金ベース）の推移】



（見直し前：H17年度当初予算ベースでの地方債の発行を継続した場合）

（見直し後：償還方式の変更等と投資的経費抑制を行った場合）

【県債残高の推移】



市場公募地方債償還のための基金積立額分を除く。（H17の残高は、最終補正後ベース）

（見直し前県債残高：H17年度当初予算ベースでの地方債の発行を継続した場合）

（見直し後県債残高：償還方式の変更と投資的経費抑制を行った場合）

5 その他の取組

（1）公社等外郭団体の改革

公の施設の管理を受託している団体等については、指定管理者導入に伴う競争原理の中で、県からの補助金等に頼らない団体運営が可能となるよう財務体質の改善を図ります。

（2）県民サービス維持のための各種手法の活用

実質的な県民サービス水準を維持するため、予算規模にかかわらず、県の信用力、調整力、人材力、そして非予算的手法なども含めて、あらゆる手法の活用を図ります。

(3) 県の役割の再構築と民間活力の活用

国、市町村との役割分担、民間へのアウトソーシング、NPO、地域の多様な主体との連携と協働を図り、「地域の底力」を活かした行政を展開します。

地方税財政制度改革に向けた取組

本県のおかれている危機的な財政状況からの脱却は、本県独自の改革努力だけでは限界があることから、現在議論されている三位一体改革が真の意味の「地方財政自立改革」となるよう国に対して求めています。

(1) 真の地方財政自立改革の実現に向けた大幅な税源移譲の実施及び地方一般財源総額の確保

地方行財政の自主性を確保するため、国庫補助負担金の大幅な見直しと大幅な税源移譲を今後とも継続的に実施するとともに、地方財政計画の一方的な見直しなどによる地方一般財源の削減により地方が担っている各種施策が後退しないよう、地方一般財源総額の確保を求めています。

(2) 国直轄事業負担金の廃止・縮減

国直轄事業は国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課している国直轄事業負担金は不合理であり、特に、本来、管理主体が負担すべき維持管理費について、その積算根拠を明示することなく地方公共団体に財政負担させている現状については早急に改善するよう見直を求めています。

(3) 社会保障関係経費の増大への対応

急速に進む高齢化社会を目前に控え社会保障関係経費の増大が見込まれます。今後国において、社会保障制度の国民生活における基本的役割や給付と負担のあり方などについて様々な観点から見直しを行う動きがありますが、見直しにあたっては、国と地方の役割分担を明確にし、一方的な地方への負担転嫁が行われないよう国に対して求めています。

財政見通しと新・財政再建推進プログラムの項目別効果見込額

以上のような歳入確保対策、歳出抑制対策の取組を行い、財政調整基金等の取り崩しや財源手当のための県債発行などにより、平成21年度まで見込まれる約2260億円の財源不足額の解消を図り、当面、何としても準用財政再建団体への転落を回避します。

一方、今回の取組みを実施した上でも現時点では、平成19年度以降も毎年度財源不足の発生が見込まれる上に県税や地方交付税等の確保の見通しも不透明であるなど、大変厳しい状況となっています。

このため、平成18年度以降も、人件費や事務事業の見直しなどによる歳出のさらなる削減や、歳入確保に向けた取組みを継続するとともに、国に対しても必要な地方一般財源の確保について働きかけてまいります。

【項目別効果見込額】

(単位：億円)

		額	H18	H19	H20	H21
H18～H21に見込まれる財源不足額 A		2,267	493	527	578	669
歳入確保対策	県債の活用	737	175	180	182	200
	各種基金の活用	120	67	25	15	13
	県税収入の確保	4	1	1	1	1
	受益者負担等の見直し	11	2	3	3	3
	県有資産の有効活用	45	44			1
	他会計資金の活用	68	20	39	5	4
小計 B		985	309	248	206	222
歳出抑制対策	行政のスリム化	237	38	52(14)	66(14)	81(15)
	人件費総額の抑制	154	17	31(14)	45(14)	61(16)
	内部管理経費の削減	44	11	11(-)	11(-)	11(-)
	県立施設の管理運営費の見直し	39	10	10(-)	10(-)	9(1)
	事務事業の見直し	335	51	72(53)	100(61)	112(63)
	事務事業の見直し	169	19	39(20)	49(10)	62(13)
	各特会繰出の見直し	166	32	33(33)	51(51)	50(50)
	公債費負担の平準化	458	85	93(93)	117(117)	163(163)
将来的な財政負担の縮減	112	10	24(14)	34(10)	44(10)	
小計 C		1,142	184	241(174)	317(202)	400(251)
効果額 D = B + C		2,127	493	489	523	622
財源過不足 E = D - A		140	0	38	55	47
累積財源過不足額			0	38	93	140

H19以降の歳出抑制対策に計上している額の()書きは、H19以降の単年度毎の見直し額を記載している。

【新・財政再建推進プログラムによる歳入確保・歳出抑制対策を講ずる前】

中 期 的 な 財 政 見 通 し

(単位：億円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	c	伸率(c/b)	d	伸率(d/c)	e	伸率(e/d)	f	伸率(f/e)	
歳 入	県 税	2,540	4.1%	2,615	3.0%	2,675	2.3%	2,732	2.1%
	地方消費税清算金	452	4.9%	462	2.2%	472	2.2%	482	2.1%
	地方譲与税	30	3.4%	31	3.3%	31	0.0%	32	3.2%
	税源移譲・所得譲与税	387	54.8%	387	0.0%	387	0.0%	387	0.0%
	地方特例交付金	17	-10.5%	11	-35.3%	7	-36.4%	4	-42.9%
	地方交付税	1,767	-1.2%	1,747	-1.1%	1,718	-1.7%	1,690	-1.6%
	国庫支出金	916	-15.5%	920	0.4%	923	0.3%	921	-0.2%
	県 債	756	-28.9%	694	-8.2%	663	-4.5%	635	-4.2%
	その他の歳入	1,017	-5.9%	910	-10.5%	910	0.0%	905	-0.5%
	歳入合計 (A)	7,882	-3.7%	7,777	-1.3%	7,786	0.1%	7,788	0.0%
歳 出	人件費	2,827	2.7%	2,851	0.8%	2,877	0.9%	2,898	0.7%
	扶助費	220	15.2%	220	0.0%	220	0.0%	220	0.0%
	公債費	1,079	-1.7%	1,085	0.6%	1,100	1.4%	1,152	4.7%
	県税交付金等	771	2.4%	788	2.2%	805	2.2%	822	2.1%
	投資的経費	1,490	-1.9%	1,375	-7.7%	1,382	0.5%	1,357	-1.8%
	補助事業+単独事業	1,127	-9.4%	1,100	-2.4%	1,107	0.6%	1,082	-2.3%
	直轄その他	363	32.0%	275	-24.2%	275	0.0%	275	0.0%
	その他の歳出	1,988	6.3%	1,985	-0.2%	1,980	-0.3%	2,008	1.4%
歳出合計 (B)	8,375	2.3%	8,304	-0.8%	8,364	0.7%	8,457	1.1%	
財源不足額 (C) =(A) - (B)		-493		-527		-578		-669	

H18~H21財源
不足額合計

2,267億円

準用財政再建団体
転落ライン

約210億円

【新・財政再建推進プログラムによる歳入確保・歳出抑制対策を講じた後】

中 期 的 な 財 政 見 通 し

(単位：億円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	c	伸率(c/b)	d	伸率(d/c)	e	伸率(e/d)	f	伸率(f/e)	
歳 入	県 税	2,540	4.1%	2,615	3.0%	2,675	2.3%	2,732	2.1%
	地方消費税清算金	452	4.9%	462	2.2%	472	2.2%	482	2.1%
	地方譲与税	30	3.4%	31	3.3%	31	0.0%	32	3.2%
	税源移譲・所得譲与税	387	54.8%	387	0.0%	387	0.0%	387	0.0%
	地方特例交付金	17	-10.5%	11	-35.3%	7	-36.4%	4	-42.9%
	地方交付税	1,767	-1.2%	1,747	-1.1%	1,718	-1.7%	1,690	-1.6%
	国庫支出金	892	-17.7%	860	-3.6%	847	-1.5%	830	-2.0%
	県 債	917	-13.8%	838	-8.6%	795	-5.1%	773	-2.8%
	その他の歳入	1,147	6.1%	965	-15.9%	920	-4.7%	911	-1.0%
	歳入合計 (A)	8,149	-0.5%	7,916	-2.9%	7,852	-0.8%	7,841	-0.1%
歳 出	人 件 費	2,810	2.0%	2,820	0.4%	2,832	0.4%	2,838	0.2%
	扶 助 費	220	15.2%	220	0.0%	220	0.0%	220	0.0%
	公 債 費	1,001	-8.8%	1,005	0.4%	996	-0.9%	1,002	0.6%
	県税交付金等	771	2.4%	788	2.2%	805	2.2%	822	2.1%
	投資的経費	1,445	-4.9%	1,242	-14.0%	1,207	-2.8%	1,143	-5.3%
	補助事業+単独事業	1,082	-13.0%	967	-10.6%	932	-3.6%	868	-6.9%
	直轄その他	363	32.0%	275	-24.2%	275	0.0%	275	0.0%
その他の歳出	1,902	1.7%	1,879	-1.2%	1,847	-1.7%	1,863	0.9%	
歳出合計 (B)	8,149	-0.5%	7,954	-2.4%	7,907	-0.6%	7,888	-0.2%	
財源不足額 (C) =(A) - (B)	0		-38		-55		-47		

対策後財源不足額累計 (億円)	0	-38	-93	-140
--------------------	---	-----	-----	------

財政調整基金等残高 (億円)	10	0	0	0
-------------------	----	---	---	---

準用財政再建団体転落ライン 約210億円

新・財政再建推進プログラムの実現に向けて

かつてない危機的な財政状況に直面している県財政の破綻を回避し、持続可能な財政運営を行っていくためには、厳しい施策の選択が求められています。

また、そのような状況下においても、本県が豊かで住みやすい環境を整備していくためには、今後高まることが予想される多様な行政需要にも適切に対応しなければならないことから、限りある行政資源を有効に活用するよう、様々な施策の見直しや重点化が必要となります。

今回策定したプログラムにより、当面は準用財政再建団体への転落は回避できる見込みではありますが、今後も毎年度の財源不足額の発生が見込まれるなど、県財政は依然として大変厳しい状況にあります。

したがって今後も、引き続き財源確保に向けた取組みを継続し、毎年度の予算編成に際して適宜見直しを図るなど実効性のあるものとするよう進行管理をまいります。

このため、今後とも、財政状況に関する情報を県民の皆様にも明らかにしていくとともに今後のさらなる財政再建に向けた取組みについても、御理解・御協力いただけるよう努めてまいります。